

「土浦市家賃支援給付金」申請フローチャート

国の「家賃支援給付金」の対象とならない事業者の方を支援いたします。

①申請時点での業歴は何年ですか？

※土浦市内に「主たる事業所」がある事業者が対象です。

※業歴3ヶ月未満の場合は、3ヶ月経過時点で申請が可能になります。

(ア)1年1ヶ月以上

(イ)3ヶ月以上1年1ヶ月未満

②令和2年1月から12月までの任意の1ヶ月で、前年同月と比べて売上が「30%以上50%未満減少した月」がありますか？

はい

いいえ

②令和2年の任意の1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して「30%以上減少した月」がありますか？

(ア)令和元年10月～12月の平均売上高

(イ)令和元年12月の売上高

(ウ)過去3ヶ月(任意の1ヶ月を含む)の平均売上高

いいえ

はい

③令和2年5月から12月までの任意の連続する3ヶ月の売上が前年同期と比べて30%以上減少していない。

はい

いいえ

いいえ

非該当

※1ヶ月の売上の減少率が50%以上となる場合又は連続する3ヶ月の売上の減少率が30%以上となる場合は国の「家賃支援給付金」の対象です。

※令和2年12月までの売上が対象となるので、今後において該当月が生じた場合は対象となります。

(ア)、(イ)について次の(1)、(2)と任意の1ヶ月とその後2ヶ月の見込みを比較し30%以上売上が減少していますか？

(1)令和元年10～12月の売上

(2)令和元年12月の売上×3

はい

「土浦市家賃支援給付金」の支給対象となります。

チェックリストを参考に提出書類を整えた上で、郵送で提出してください。

郵送の際は、簡易書留やレターパックなど追跡のできる方法をお勧めします。

【提出先】〒300-8686 土浦市大和町9番1号

土浦市役所 商工観光課 宛て

電話:029-826-1111(内線 2704)